

参照条文

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（隊員の採用）

第三十五条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。

- 2 前項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

○自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）（抄）

（隊員の採用）

第二十一条 自衛官（法第四十五条の二第一項の規定により採用される自衛官を除く。）、自衛官候補生、学生、生徒及び予備自衛官補の採用は試験による。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第七条第一項第一号又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第十一条において準用する同法第七条第一項第一号の規定により任期を定めて任用される自衛官（第二十四条第四項及び第五十九条において「任期付自衛官」という。）並びに当該技術及び知識を有する予備自衛官補に採用する場合は選考によることができる。

- 2 （略）

（試験の方法）

第二十二条 隊員の採用試験の方法は、筆記試験、身体検査及び口述試験とする。

- 2・3 （略）

（身体検査）

第二十七条 （略）

- 2 前項の基準によることが適当でない自衛官及び自衛官候補生についての身体検査においては、別に防衛大臣が定める基準に該当する者をもってその合格者とする。

（雑則）

第三十六条 本節に定めるもののほか、試験及び選考の方法及び手続に関し必

要な事項は、防衛大臣が定める。